

第27回大空町農業委員会総会議事録

平成28年8月25日 第27回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

2番 石田 正俊	3番 井上 良幸	5番 苫米地 正幸
6番 辻 功	9番 川野 静雄	10番 小久保 謙
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦
17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄	20番 丹羽 真治
21番 江口 美世司	22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子
24番 永倉 誠二	25番 山神 正信	

(2) 欠席者

1番 長尾 照幸	4番 早川 敏幸	8番 田中 秀雄
19番 岡内 祐一		

2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥 主査 渡邊 豪 主事 鈴木 聡

第 27 回大空町農業委員会総会議事録

(午後 1 時 28 分)

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第 27 回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程 2 に基づきまして、農業委員憲章を朗読いたします。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>今日は、午前中、農地パトロールという事で大空町全域を回ってまいりました。</p> <p>その中で、昨年申請があった 4 条・5 条転用関係、住宅等を見てまいりました。また、利用集積・3 条許可のあった、昨年申請があった畑についても見てまいりました。最後に湖南地区、今、本郷地区の人が水田作っているわけなんですけれども、お盆過ぎからの台風で、今までにない、テレビで報道されていますけれども、1 週間に 3 つの台風が来るということは、初めてなので、ああいう災害といいますが、土砂流出だとか雨が多すぎて、各地域におかれましても、法面が崩れただとか、そういうところがかかりあろうかと思います。</p> <p>被害に遭われた方に、お見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>これから収穫作業が、じゃがいもの収穫を皮切りに始まろうかと思えます。機械等に十分に気を付けられて、作業を進めて頂きたいと思えます。</p> <p>今日は、第 27 回総会でございますので、ご検討頂き、宜しく願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>7 月 26 日開催の第 26 回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第 27 回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 1 時 32 分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、20 名であります。長尾委員・早川委員・田中秀</p>

山神会長	<p>雄委員・岡内委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計12件であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、3番井上委員、5番苫米地委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成28年8月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、国有地の払い下げで、農地法第3条第1項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、譲受人は経営規模の拡大を図ることとなります。今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、○委員の退席を求めます</p> <p>暫時休憩とします。(午後1時36分)</p> <p>(○委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後1時37分)</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成28年8月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号所有権設定関係1番説明朗読】</p> <p>譲渡人が体調不良により離農することとなったため、農地を売却する案件です。</p> <p>8月15日に第4地区農業委員さんにより、あっせん会が開催されております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、37.9ha、労働力は3人です。</p> <p>なお、農地の図面については、2ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>ただ今の事務局の説明のとおりであり、8月15日にあっせん会議を開催しました。また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。</p>

	以上です。
山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (午後 1 時 38 分)
	(○委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 1 時 39 分) 次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 借主離農に伴い、農地の賃貸借のあっせんを再度行ったものです。 7 月 1 日に第 2 地区農業委員さんにより、あっせん会が開催されています。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、32.8ha、労働力は 4 人です。 なお、農地の図面については、3 ページに掲載しております。 以上でございます。
山神会長	この件について第 2 地区石田委員長より補足説明があればお願いします。
石田委員長	ただ今の事務局の説明のとおりであり、7 月 1 日にあっせん会議を開催しました。また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。
	以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成28年8月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】 この件につきましては、平成25年度に農地保有合理化事業を利用し、北海道農業公社が一時保有していた農地を農業者に売却する案件であります。 前所有者につきましては、〇さんです。 なお、図面につきましては、過去の総会にてお示ししておりますので、省略させていただきます。 以上でございます。
山神会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 所有権移転関係 2 番から 7 番について譲受人が同一ですので一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号所有権移転関係 2 番から 7 番説明朗読】 2 番以降は先月の総会において、買入協議の議決を頂いた件です。 内容及び図面につきましては、先月の総会もしくは過去の総会にて説明等させて頂いておりますので、省略させていただきます。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 2 番から 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の所有権移転関係 2 番から 7 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により、○委員の退席を求めます 暫時休憩とします。 (午後 1 時 46 分) (○委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 1 時 47 分) 次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 買入協議の要請 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするように要請することについて審議を求める。平成 28 年 8 月 25 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

	<p>【議案第 4 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、体調不良により離農することとなったため、農地を売却する案件です。申出者よりあっせんの申出を受け、第 4 地区農業委員さんにより 8 月 15 日にあっせん会を行っております。</p> <p>○については、○が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 41.1ha、労働力は 2 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 30 万円、総額 2,139 万円です。</p> <p>○については、○が公社からの買受け予定者になります。経営面積等は議案第 2 号所有権移転関係 1 番で説明したとおりです。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 18 万円、総額 1,004 万 4 千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>なお、農地の図面については、4 ページ、5 ページに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有して頂き、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
山神会長	これより買入協議の要請 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の買入協議の要請 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (午後 1 時 50 分)
	(○委員 着席)

山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 1 時 51 分) 次に議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成 28 年 8 月 25 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 5 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、8 月 22 日に第 5 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。申請地は、農地採草放牧地以外であることを確認して頂いております。</p> <p>なお、図面につきましては、6 ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第 5 地区江口委員長より、補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、8 月 22 日に第 5 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 5 号の 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成28年8月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告1号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時53分)</p>